

愛媛県報

発行 愛愛 媛 県

第104号

令和2年5月12日火曜日 第104号

◇ 目 次 ◇
告 示

特別保護地区の指定案の縦覧(2件)	(自然保護課)367
保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納事務の委託	(子育て支援課) 368
大規模小売店舗の変更の届出の概要等	(経営支援課) 368
水防警報を行う河川の指定の一部改正	(河川課) 368
道路の供用開始(県道川之江大豊線)	. (東予地方局四国中央土木事務所) 370
指定道路の指定	. (") 370
道路の供用開始(県道松山東部環状線)	(中予地方局管理課)370
道路の供用開始(県道宇和島城辺線)	(南予地方局管理課)370
公告	
争議行為の通知の公表	(

告 示

○愛媛県告示第525号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年 法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により指定 しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課、愛媛県南予地方局 八幡浜支局森林林業課及び同支局大洲森林林業振興班において告示 の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 5 月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定しようとする特別保護地区
- (1) 名称

鹿野川ダム周辺鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域

大洲市肱川町山鳥坂の鹿野川ダム貯水池の常時満水位の貯水 線に囲まれた区域のうち、同市肱川町大谷の大谷橋、西予市野 村町坂石の船戸橋、黒瀬橋及び宇和川橋より下流の区域

(3) 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

鹿野川ダム周辺鳥獣保護区のうち、鹿野川ダム貯水池の特に 良好な生息環境となっている区域について、特別保護地区に指 定し、当該地域の野生鳥獣の生息環境を保全する。

また、定期的な巡視を実施し、静穏な環境の保持を図り、野生鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

- 2 意見書の提出等
- (1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該特別保護地区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県県民環境部環境局自然保護課 愛媛県南予地方局八幡浜支局森林林業課 愛媛県南予地方局八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班

○愛媛県告示第526号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年 法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により指定 しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課及び愛媛県南予地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

令和2年5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定しようとする特別保護地区
 - (1) 名称

鹿島鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域

鹿島鳥獣保護区全域(南宇和郡愛南町鹿島の全域)

(3) 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

当該区域は、亜熱帯の林相をした樹林地として、この地方を 代表する照葉樹20余種が繁茂しており、野生鳥獣の良好な生息 環境となっていることから、特別保護地区に指定し、当該区域 に生息する野生鳥獣の生育環境を保全する。

また、定期的な巡視を実施し、静穏な環境の保持を図り、野生鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

- 2 意見書の提出等
- (1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該特別保護

地区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県県民環境部環境局自然保護課

愛媛県南予地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班

○愛媛県告示第527号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及

び保育士登録証再交付手数料の収納の事務を次のとおり委託した。 令和 2 年 5 月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地 社会福祉法人日本保育協会 東京都千代田区麹町一丁目6番地2
- 2 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

○愛媛県告示第528号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の 日から4月間縦覧に供する。

令和2年5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出日
リベラーラ松山	松山市衣山一丁目17 1番地 外	大規模小売店舗の名称	サニーマート衣山店	リベラーラ松山	令和 2 年 4 月25日	令和 2 年 4 月27日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社サニーマート ト高知県高知市山手町 81番地 代表取締役 中村 彰宏	株式会社IDOM 東京都千代田区丸の 内二丁目7番3号 代表取締役 羽鳥 裕介		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第529号

水防警報を行う河川の指定(平成20年10月愛媛県告示第1449号)の一部を次のように改正する。

令和2年5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改 正 後				改	正	前		
水系名	河川名	区間		水系名	河川名		X		間	
省略				省略						
国領川	省略			国領川	省略					
<u>渦井川</u>	<u>渦井川</u>	左岸 新居浜市大生院1435番	4 地先から							
		<u>海まで</u>								

	4世7	年 5 月 12日
		 右岸 新居浜市萩生2960番 5 地先から
		海まで
 省略		
	/la m#r	
蒼社川	省略	
立岩川	立岩川	左岸 松山市猿川甲877番4地先から
		<u>海まで</u>
		右岸 松山市猿川甲932番 1 地先から
		<u>海まで</u>
重信川	省略	
同	<u>小野川</u>	左岸 松山市北梅本町甲3172番地先から
		松山市市坪北一丁目(石手川合流
		<u>点)まで</u>
		右岸 松山市北梅本町甲3164番 2 地先から
		松山市和泉北四丁目(石手川合流
		<u>点)まで</u>
<u>大谷川</u>	大谷川	左岸 伊予市上三谷乙38番3地先から
		<u>海まで</u>
		右岸 伊予市上三谷甲4026番地先から
		<u>海まで</u>
<u>仁淀川</u>	久万川	左岸 上浮穴郡久万高原町東明神甲2078番
		8 地先(唐子川合流点)から
		上浮穴郡久万高原町上黒岩2908番地
		先(仁淀川合流点)まで
		右岸 上浮穴郡久万高原町東明神甲2397番
		4 地先(唐子川合流点)から
		上浮穴郡久万高原町中黒岩2156番 1
		地先(仁淀川合流点)まで
省略		
同	肱川	省略
喜木川	喜木川	左岸 八幡浜市日土町(出石川合流点)か
		<u>5</u>
		<u>海まで</u>
		右岸 八幡浜市日土町(出石川合流点)か
		<u>5</u>
		<u>海まで</u>
省略		
須賀川	省略	
岩松川	岩松川	│ │左岸 宇和島市津島町山財5439番地先(御
		代の川合流点)から
		│────────────────────────────────────
		右岸 宇和島市津島町山財444番地先(御
		<u>代の川合流点)から</u>
		宇和島市津島町高田丙160番 3 地先
		(津島大橋)まで
 渡川	三間川	│ │左岸 宇和島市三間町則67番1地先(西谷
		橋)から
		北宇和郡鬼北町大字出目226番地先
		 まで

		N2 : 0 : 3	
			1
省略			
蒼社川	省略		
重信川	省略		
省略			
同	肱川	省略	
省略			
須賀川	省略		

		橋)から 橋)から 北宇和郡鬼北町大字出目2710番 1 地
		<u> </u>
同	<u>広見川</u>	左岸 北宇和郡鬼北町大字小倉464番 3 地
		先(轟橋上流50メートル)から
		北宇和郡松野町大字蕨生1504番 2 地
		先(真土橋下流1 ,100メートル)まで
		右岸 北宇和郡鬼北町大字広見1038番地先
		<u>(</u> 轟橋上流100メートル)から
		北宇和郡松野町大字蕨生 3 番 2 地先
		<u>(</u> 真土橋下流860メートル)まで
省略		

		1
		i
415 mm		
省略		
		l

○愛媛県告示第530号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和2年5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	بال	之江大豊	豊線	四国中央市新宮	-		ò				令和 2 年 5 月12日

○愛媛県告示第531号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和2年5月12日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

- 1 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日

令和2年4月28日

- 3 指定道路の位置四国中央市妻鳥町字宮ノ東1405番10、1409番1の一部及び1416番3の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
- (1) 延長 64.90メートル
- (2) 幅員 4.80メートル

○愛媛県告示第532号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和2年5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路	の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	松山	東部環	状線	松山市鷹子町8年 松山市鷹子町8年 同町808番地先							令和 2 年 5 月12日

○愛媛県告示第533号

道路法 (昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路	の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	宇和	和島城道	卫線	宇和島市津島町同町下畑地乙66		_					令和 2 年 5 月12日

公 告

〇公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和 2 年 4 月24日あったので公表する。 令和 2 年 5 月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 2020年度夏季一時金・その他に関する事項
- 2 日時 2020年5月13日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

法	人	名	所	在	地
一般財団法人	真光会		松山市南高井	町1491	

4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独 または併用して実施する。

令和 2 年 5 月12日 発行 371